

# 藤岡警察署協議会議事録

(令和7年度第3回定例会議)

開催日時	令和7年12月5日(金) 午後1時15分から午後2時20分までの間		
開催場所	藤岡警察署 会議室		
出席者	委員 (定数7人)	榊原会長 黒澤(旨)委員 村田委員 浅賀委員 黒澤(英)委員 品川委員	計 6 人
	警察	田中署長 中嶋副署長 佐藤警務課長 清水会計課長 塚家生活安全課長 上山地域課長 松嶋刑事課長 川島交通課長 警備課長 警務係長	計 10 人
	その他		

## 議 事 の 概 要

### 1 挨拶概要

#### (1) 会長挨拶

警察署長の諮問に対する答申提出を行ったが、警察署が抱える諸問題解決の一助になれば幸いである。本日の定例会議においても、諮問機関としての役割を発揮できるよう、委員の皆様の協力をお願いしたい。

#### (2) 署長挨拶

本日の定例会議では、前回定例会議で諮問した「空き家に対する窃盗防止対策について」に対しての答申を受けて、署の取組を回答する予定としている。地域の代表である委員の皆様から活発な御意見や御要望をいただきたい。

### 2 管内概況説明(説明者 署長)

- (1) 刑法犯認知・検挙状況 (R7. 10月末現在)
- (2) 管内で発生した主な犯罪 (R7. 10月末現在)
- (3) 少年犯罪検挙人員状況 (R7. 10月末現在)
- (4) 特殊詐欺認知状況 (R7. 10月末現在)
- (5) 交通事故発生状況 (R7. 10月末現在)
- (6) 110番通報受理警察署別状況 (R7. 10月末現在)
- (7) 警察署別治安情勢 (R7. 10月末現在)
- (8) 外国人に対する防犯・交通講話実施の推移 (R7. 10月末現在)

### 3 協議

#### (1) 答申事項

前回定例会議で「空き家に対する窃盗防止対策」について委員に諮問をしたところ以下の答申がなされた。

ア 市町村の有する土地・家屋等の情報を活用するほか、区長・民生委員等の地域役員と連携して、実態調査(軒数、持ち主の所在、建物の状態等)を行い、具体的に把握した結果を警察と情報共有する。

イ 空き家の実態把握の結果から空き家マップを作成・更新し、市町村と警察が連携してパトロールを実施する。

ウ 市町村が各地域の空き家率等を広報や講演会等により市民等に周知し、自分の地域のどこに、どれくらいの空き家があるかを認識してもらい、空き家問題に関心を持つ

てもらうことで防犯意識の向上につなげる。

エ 各地域毎に、不審者がいた場合の把握方法・情報伝達手段等を事前検討し、住民が地域パトロールを定期的に行い、何か変わったことや不審なことがあった場合は、事前検討結果に基づき、地元区長、自治体、警察などへ連絡・通報してもらう意識付けを図るとともに、平素から町内の隣保班に定期報告してもらう。

オ 近隣住民等の協力を得て、溜まっている郵便物の回収、空き家の駐車場利用のほか、地域活動や親族による除草等で人の出入りがあるような印象付けや在宅中を装う防犯対策を行う。また、市町村が補助を行い、空き家を「高齢者の居場所」や「若年夫婦や学生に賃貸」として活用する。

カ 行政書士・司法書士等の有識者チームによる相談体制を確立するほか、専門家による講演を行う、市町村から情報提供を受ける、空き家バンク登録をする、解体業者へアクセスをしやすい環境を作る等を行う。また、ボランティアを募集して地域住民の見守り活動、シルバー人材や警備会社による防犯パトロールなどを行う。

キ 犯罪の対象とならないために、所有者に意識付けを図り、空き地の草刈り、清掃、玄関の外灯点灯、防犯カメラの設置等を行うほか、所有者が頻繁に空き家を見回る。

(2) 答申に対する署の取組（説明者 刑事課長）

7項目の答申を受けて、行政と地域住民における防犯意識の高揚が重要と認識した。現在、当署では「犯罪抑止対策中」といったチラシ、張り紙を活用した巡回パトロールを実施しており、交番・駐在所における広報紙で空き家に対する防犯情報を掲載するなど、住民に対しての防犯意識付けを行っている。

今後も、今回の答申を参考としつつ、引き続きこれら防犯活動を徹底して、行政や住民に防犯意識の醸成を促す対策を行っていく。

(3) 意見、要望等（○～委員、●～署長等）

○ 道路の凍結が心配される時期となった。引き続き、交通安全の指導と啓発活動をお願いしたい。〔要望〕

● 路面の凍結については、道路管理者と連携して対応するほか、交通安全教育等あらゆる機会をとらえ、冬用タイヤの装着、チェーンの携行、急ハンドル・急ブレーキ・急加速をしないことなどについて注意喚起をしていきたい。〔回答〕

○ 藤岡市内八高線踏切付近の交差点信号機が撤去されたが、再設置は可能か。その後、何度も衝突事故が起きているとも聞いているが、再設置ができなければ路面の止まれ表示を工夫する等の対策を考えてほしい。〔要望〕

● 一般的には、信号機を撤去する理由はそれぞれであるが、一時停止規制など他の方法で安全性が確保できる可能性が認められる場所については、信号機の撤去を検討することとなる。

信号機撤去を検討する場合には、事前に交通量や住民への意見聴取など様々な調査を行うなど、慎重に対応検討している。

指摘の交差点については、懸垂式信号機という吊り下げ型信号機で、全国でもまれな信号機形態であったが、令和4年時点でかなり老朽化しており、故障しても部品がない、交換できる信号機がないという状況や、信号柱を建てるスペースもないということが撤去の大きな理由となったものである。住民への説明をし、理解を得て令和5年1月に撤去としたものである。

そのため、同交差点に信号を再設置することは難しく、事後対策を実施していくことになるが、現在、藤岡土木事務所と藤岡市と改善できないか相談している。〔回答〕

○ 群馬県カスタマーハラスメント防止条例が施行されたが、警察としてはどのような対応を考えているのか。また、トラブルになった場合に関して、事業者としていくつ

か質問があるので回答願いたい。

ア 行為者とのトラブルにおいて、どの程度の場合に110番通報又は相談をすべきか。また、暴言や不退去のほか、土下座の強要及び謝罪並びに謝罪文の要求等に対して、拒否できるのか。

イ 警察から行為者に注意勧告してもらえるのか。

ウ 法令違反があると思える場合しか対応しないのか。

エ 警察に相談するには、どの程度の証拠が必要か。音声、画像、書面、証人等はず必要か。〔質問〕

- 警察においても、理不尽な暴言やクレームを繰り返したり、度を越えた謝罪や対価を要求するなど悪質な行為を行う者もあり、その対応に苦慮している。このような、いわゆるカスタマーハラスメントには、対応継続の要否を含め、措置の方向性について適切に判断し、組織として毅然とした対応を行っている。

アについては、正当な申出や要望等であれば、ある程度対応する必要があると思うが、申出者等が大声を出したり、暴れたり、退去するよう命じても退去しない場合には、対応の時間の長短を問わず、すぐに110番通報していただきたい。なお、謝罪文の要求については一概には言えないが、謝罪する必要がないのであれば謝罪せず、その要求を拒否してはどうか。

イ、ウ、エについては、その申出者に行き過ぎた部分や法令違反、法令に抵触する行為等があれば注意や検挙することとなる。法令違反の該当性に関わらず、県民から通報があれば現場臨場する。対応に限界を感じ不安や恐怖を覚えた場合には、気兼ねなく警察に通報してほしい。

警察に相談する際は、特に証拠資料がなくても相談は受けるが、被害の届出を希望する場合は、音声、画像等の客観的証拠があると事後の捜査が容易となる。可能であれば、防犯カメラ等を設置するなどして、不測の事態に備えてほしい。〔回答〕

- 工場、農業、温泉地等で働く外国人が年々増加しているが、藤岡市には何人くらいが住んでいるのか。また、生活していく中で、外国人と住民とのトラブル、犯罪等があったら教えていただきたい。〔質問〕

- 当署管内の外国人住民登録者数は、10月末現在で1408人となっている。

コロナ禍の令和2年から令和4年までは、毎年800人台の住民登録者数で推移していたが、コロナ禍後に入国制限が緩和されると、管内の登録者数が急増し、令和5年10月末現在では約1000人、令和6年の同時期では約1200人の外国人が住民登録しており、毎年200人ほど増えている状況にある。

管内における外国人が関係するトラブルについては、パーティーやカラオケなどに起因する騒音苦情があるが、日本人に比べて多いわけではない。

外国人が多く居住する東毛地域では、外国人同士のもめごとも多く警察官が出動することがあるが、当署管内ではないに等しい。

また、生活様式の違いという点では、外国人の中には、川で魚を獲ったり、釣り禁止場所で釣りをしている通報されるケースなどもまれにある。〔回答〕

- 東北地方では警察官によるクマの駆除活動が行われているようだが、群馬県内ではどのような対応・対策を考えているのか。また、藤岡市の市街地にクマが出没した場合の対策はとっているのか。そして、クマが出没した場合に、本地域における警察官によるライフル銃の使用は検討されているのか。〔質問〕

- 警察のクマに対する対策としては、藤岡市等と連携しながらクマの目撃があった場所や山間部を中心にパトロール強化しているところである。

クマ出没時における警察官のライフル銃使用について、秋田県、岩手県で編成され

た部隊は地元警察だけでなく、緊急で他県から派遣された警察官と合同のものと承知しているが、本県の運用については、警察本部で検討中のため、現在回答はできない。

また、近年危険鳥獣が人の生活圏へ侵入することが増加し、人が危害を加えられる事案等が増加したことなどから、鳥獣保護管理法が一部改正され、本年9月1日より施行となっている。これまでは、住居集合地域等では猟銃等の使用が禁止されており、警察は主に警察官職務執行法第4条第1項である避難等の措置で対応していたが、この法改正により市町村長の責任において、地域住民の安全確保のための措置を講じた上で委託されたハンター等により銃猟することが可能となった。これを緊急銃猟と言うが、緊急銃猟のためには、4つの条件を全て満たさなければならない。その条件が、

- 1 危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入している又はそのおそれが大きいこと
- 2 人の生命、身体への危害を防止する措置が緊急に必要であること
- 3 銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であること
- 4 避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがないこと

である。

警察としてはこれまで通り、住民の避難措置、交通規制、広報啓発活動、警戒活動を実施するが、人の生命、身体に危険を及ぼす可能性がある場合で特に急を要する場合には、警察官職務執行法第4条第1項を根拠にハンターに銃猟を実施させることも想定される。しかし、あくまで緊急銃猟を第一に検討することとなるので、今後も藤岡市等と連携しながら、住民の避難措置、交通規制、広報啓発活動、警戒活動を実施し、住民が危害に遭わないようにするための措置を講じていきたい。〔回答〕

○ 藤岡地区又はその周辺でクマの目撃情報はどの程度あるのか。また、クマを目撃した場合の連絡方法を教えてほしい。〔質問〕

● 警察では、クマの目撃や被害状況等は把握しておらず、その所管は群馬県や藤岡市となるが、群馬県がホームページで公開している「群馬県クマ出没マップ」を確認すると、本年1月1日から11月末現在までの間で、藤岡市内におけるクマの目撃情報は9件となり、その内の1件が、先日藤岡市三波川地内で猟友会の方が負傷した事案となる。9件の目撃場所の内訳は、三波川地内4件、坂原地内2件、下日野、上日野、高山地内がそれぞれ1件となる。

クマを目撃した場合の連絡方法については、緊急を要する場合には110番通報していただき、それ以外は自身の安全を確保した上で藤岡市森林課や当署の加入電話に連絡していただきたい。〔回答〕

#### 4 連絡

次回の開催予定について、令和8年2月中旬～下旬に開催することを決定した。